

平成24年度 社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 事業計画

はじめに

国内経済は、昨年の東日本大震災以降、想定を上回る円高や長引く景気の低迷、遅々として好転しない雇用情勢などにより厳しい状況が続いており、その影響は色濃く市民生活にも影を落としています。

さらに、少子高齢化による人口減少社会が到来し、ますます希薄となっていく近隣との繋がりの中で、高齢者世帯の孤独死や弱者への虐待などの課題も顕著化しており、今まさに社会福祉協議会が地域で果たしていく役割の真価が問われる時期となりました。

また、地域福祉活動計画も四年目を迎えるにあたり、事業内容の評価・検討についての協議を充実させ、関係機関や団体との協働のもとに、新たに生じつつある福祉課題を見据えた新計画策定の準備を進めていかなければなりません。

一方、介護保険事業においては事業所の新設による競争激化と併せて、実質的には事業単価の引き下げが行なわれた報酬改定が要因となり、介護保険収入が大幅に減少するという厳しい状況下に立たされることになりましたが、ご利用者やご家族から信頼されるサービスを安定して提供できるよう質の向上に努め、ご利用者の確保に向けた経営を推進してまいります。

社会保障制度等への不安により、市民の閉塞感の高まりが強く現れている今だからこそ、市民や関係機関・団体と社会福祉協議会が一体となって知恵を出し合い工夫し、また協働して「誰もが安心して暮らせる地域社会」の実現のため、平成24年度の活動に取り組んでまいります。

I 基本理念

本会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目標として活動に取り組みます。

II 基本方針

1. 私たちは、住民と共に、地域における福祉課題の把握と解決に努めます。
1. 私たちは、サービス利用者の人権を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
1. 私たちは、地域におけるあらゆる団体・組織との連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。
1. 私たちは、地域福祉を推進する民間団体として、自らの専門的役割と責務を自覚し、自己研鑽に努めます。

実施事業内容

1. 総務企画関係

(1) 役員会等

正副会長会・理事会・監事会・評議員会を定期的開催し、法人の経営に関する意思を明確にすると共に、経営・運営上必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

- ① 正副会長会 年3回（5月・11月・3月）
- ② 理事会 年3回（5月・11月・3月）
- ③ 監事会 年2回（4月・9月）
- ④ 評議員会 年3回（5月・11月・3月）
- ⑤ 総合企画部会 年2回（9月・2月）

(2) 組織と職員体制

効率的に機能するための組織体制の見直しと、職員が責任を持って職務に従事できる体制の確立を図ります。

(3) 会議、研修等

健全な社協運営のための役職員研修を実施し、資質の向上と意識改革を図ります。

- 1) 役員研修 年1回（10月）
- 2) 職員研修 年1回

(4) 施設の管理運営事業

各福祉センター及び十文字集会施設「ふれあい館」については、各種福祉活動の拠点として有効に活用できるよう、適正な管理と運営に努めます。

(5) 健全財政のための取り組みについて

法人の安定した財政基盤をつくるため、収入確保の努力と支出の削減に向けた取り組みを行い、現在作業を進めている財政見直しと合わせた検討を継続してまいります。

収入確保については、先進地における業務推進の仕組みを取り入れながら、地域特性に合わせた独自の工夫を加え、職員全体で検討を進めます。支出削減については、コスト意識を高めて業務にあたりると共に、事業や活動全体の精査を進め、費用対効果を意識した事務事業の推進に努めます。

(6) 規程関係の見直しについて

支出割合が最も高い人件費の抑制を図るため、職員のモチベーションに留意した給与規程や、関連規程の見直しを行います。また、規程相互の整合性を図るため、各種規程の見直しと整備に努めます。

(7) 新会計基準移行に向けた取り組みについて

平成27年度予算から完全実施される新会計基準について、各種講習等に積極的に参加し、システムのバージョンアップを含めた完全な対応が可能となるように早期の移行を検討し、準備を進めてまいります。

(8) 職場の安全衛生について

各部署の安全衛生に関する意識を高めるため、委員会の定期的な開催に努め、交通事故防止や感染症に対する理解を深めます。また、メンタルヘルスについても職員アンケートの実施や相談業務を継続し、業務に専念できる職場環境づくりに努めます。

(9) ホームページの運用について

多くの市民から利用いただけるように、ホームページの内容更新等を適正に行い、社協活動への参加と協力を啓発してまいります。

2. 地域福祉関係

(1) 福祉教育活動推進事業

①福祉教育活動推進支援事業（本部）

市内の小・中学校、及び高等学校を対象に、児童生徒の福祉に対する関心を高めながら福祉活動への参画を目的として、自主的に行うボランティア活動や福祉体験学習の活動支援を行うため、助成金の交付（申請により決定／23年度指定校7校・新規3校程度）を行います。

②福祉標語事業（本部）

未来を担う小中学生にもボランティア活動や福祉について関心を高めてもらうことを目的として、福祉の標語を募集します。

③ふれあいの手紙事業（本部・各福祉センター）

市内に在住している概ね70歳以上の単身高齢者を対象に、励ましの手紙などによる相互交流から高齢者の生きがいづくりや児童生徒の福祉のこころの醸成を図ります。

④福祉出前事業（本部・各福祉センター）

地域や学校、各種団体サークルなどで開催する福祉に関わる講座・研修会等への講師派遣及び講座等の企画などの必要な支援を行い、地域住民の福祉・ボランティア意識の啓発を図ることを目的に実施します。

(2) ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動を推進するために、各福祉センターに窓口を設置し、市民のボランティア活動への参画と、ボランティア活動者・団体が自主的に活動できるよう支援します。また、災害時に備えボランティア受け入れ体制の整備を行います。

①ボランティアセンターの運営（本部・各福祉センター）

ボランティア活動の推進及び支援を目的として、各種相談への対応や必要な活動支援などを行います。

- ・ボランティア個人・団体登録、ボランティア活動の相談対応
- ・ボランティア活動保険加入の促進
- ・ボランティア関連事業（講座・研修会、集い、意見交換会など）の開催
- ・ボランティア情報の発信

②よこて父ちゃん楽校の開催（本部・各福祉センター）

退職世代やシニア世代を対象に、生きがいづくりや仲間づくり、特技や知識を活かした地域貢献活動などを目的として、自主的な企画による講座の開催や福祉活動への参画を行います。

③ふれあいフェスティバルの開催（本部）

障がいを持つ方、そして多くのボランティアや市民との交流により相互理解を深め合い、社会参加と社会的理解を得ることを目的に開催します。

④災害ボランティアセンターの運営（本部・）

災害時のボランティア受け入れや派遣等を行うため、災害ボランティアセンターを設置します。

- ・災害時のボランティアの受け入れ及び派遣等の体制づくりと見直し
- ・災害ボランティアコーディネーターの養成
- ・災害ボランティア研修会の開催
- ・市災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づく模擬訓練
- ・災害ボランティア関係講演会

（3）障がい者社会参加促進事業（市受託事業含む）

障がいを持つ方の社会参加を促進するために、市民を巻き込んだ啓発活動を行うとともに、安定した生活を送れるよう必要な支援を行います。

①障がい者・ボランティア事業連絡会議の開催（本部）

障がい者・ボランティア事業の企画運営に関する会議や、必要な事業について検討するための会議を開催します。

- ・関係事業検討会議（実行委員会）の開催
- ・次年度以降の事業検討会議の開催

②輪気愛相事業（本部・市受託事業）

障がいを持つ方やボランティア活動者の相互交流と、双方の理解促進を目的にスポーツ交流を行います。

- ・輪気愛相（スポーツ交流）の開催（8月頃から検討会議を開催して内容を企画する）

③声の広報・点字広報の発行（本部・市受託事業）

④輪気愛相（小旅行）事業（本部）

- ・利用者と家族、ボランティア等

⑤声の広報・点字広報の発行（本部・市受託事業）

障がいを持つ方の生活の質の向上と社会参加の促進を目的に、市広報などを朗読・点訳ボランティアに依頼して声の広報及び点字広報を作成し、必要な方々に配布します。

- ・各ボランティアに声の広報・点字広報の作成と配布依頼など

⑥障がい児子育て支援事業（本部）

全ての子どもたちの健やかな成長と安心して子育てができる環境づくりのため、障がいがあることが大きな不安や負担とならないよう必要な支援や事業を行います。

- ・ふれあいのつどい事業の開催（障がい児とその家族を対象にグループや各福祉団体、ボランティアからの協力も得ながら工作交流やスポーツ交流を通して、地域貢献や世代間交流を目的として開催します。実施期日：6月・9月・12月・2月）

(4) 社会福祉大会開催事業

本事業を通じて市民に社協（福祉）情報を発信すると共に、市民や福祉関係者の福祉活動への参画を促進し、福祉に関する意識の高揚を図ります。

- ①第8回横手市社会福祉大会の開催（10月中旬～下旬予定・本部）
- ②秋田県社会福祉大会への参加（秋田県民会館で9月25日開催予定・本部）

(5) 福祉協力員活動推進事業

社協事業の能率的な運営と地域福祉活動の円滑な推進を図るため、民生児童委員や行政等の関係者・機関と連携しながら各福祉センター単位で福祉協力員会活動の積極的な推進に努めます。

①福祉協力員及び福祉協力員会活動の推進（年間・本部）

福祉協力員及び福祉協力員会活動を推進するため、活動に関する事務を担当すると共に、必要な支援を行います。

- ・福祉協力員会の事務担当
- ・15地区福祉協力員会への活動費の助成
- ・ボランティア保険の加入手続き

②福祉協力員運営委員会の開催（年2回開催・本部）

福祉協力員及び福祉協力員会活動の活動状況を確認しながら、必要な事業・活動の提案などを行います。

- ・各地区福祉協力員会活動の情報交換
- ・実施事業の検討、見直しなど

③福祉協力員会5地区（栄・旭・境町・黒川・金沢）会長・事務担当者合同会議（横手福祉センター）

- ・今年度の各地区福祉協力員会の進め方や日程等について
- ・今年度の各地区福祉協力員会の事業及び予算等について

(6) 在宅福祉ネットワーク事業

地域内における見守りや支えあいなどの活動を進めるために、地域の関係者・機関との連携を図ると共に、地域の問題や課題を住民が話し合い、気づき、共感できる活動を展開しながら、住民同士のつながりや結びつきを支援します。

①ネットワーク事業の推進（本部）

- ・小ネットワーク活動の推進
- ・市在宅福祉ネットワーク研修会の開催

②ネットワーク活動推進連絡協議会の開催（各福祉センター）

③小ネットワーク活動の推進（座談会、小ネット会議の開催・各福祉センター）

④住民支えあいマップの作成事業（各福祉センター）

⑤生活支援事業（各福祉センター）

- ・横手：住民支えあいマップ作成

- ・増 田：要援護者台帳の整備、ネットワーク会議、住民座談会、住民支えあいマップ作成
- ・平 鹿：小ネットワーク会議、住民支えあいマップ作成、要援護者台帳の整備
- ・雄物川：高齢者単身世帯調査、小ネットワーク連絡会議、住民支えあいマップ作成
- ・大 森：小ネットワーク会議
- ・十文字：小ネットワーク会議、住民支えあいマップ作成
- ・山 内：小地域ネットワーク会議、住民支えあいマップ作成
- ・大 雄：小地域連絡会議ネットワーク事業

(7) いきいきサロン事業（本部・各福祉センター）

住民同士の交流や親睦、結びつきを深めるために地域が自主的に進める交流活動を支援します。

- ①いきいきサロンへの活動支援（本部・各福祉センター）
- ②実施サロンへの活動費の助成（本部）
- ③いきいきサロン代表世話人会議の開催（本部・各福祉センター）
（横手・西部・南部地区で開催※山内は南部）

(8) 共同募金運動への協力（本部・各福祉センター）

横手市共同募金会の事務局として、その運営や共同募金事業に対する協力を行います。

- ①横手市共同募金会への協力（本部）
 - ・共同募金会の事務担当
- ②戸別募金・街頭募金等への協力（福祉協力員への依頼など、本部・各福祉センター）

(9) 福祉団体支援事業（本部・各福祉センター）

地域福祉活動への積極的な参画を目的に、当事者組織の事務局を担当し、活動及び自立支援を行います。また、各種福祉団体に対し、行政とも協議しながら活動費を助成します。

- ・老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会・遺族会・手をつなぐ育成会の市連合会、各地区組織の事務担当（本部・各福祉センター）
- ・福祉団体活動費の助成

(10) 自立者支援通所事業（各福祉センター・市受託事業）

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防等、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

- ①実施地域
 - ・横手 週3日（いきいき館）
 - ・増田 週1日（憩いの家）
 - ・平鹿 週1日（ゆとり館）
 - ・雄物川 週5日（雄川荘）
 - ・大森 週1日（大森健康温泉）
 - ・十文字 週3日（幸福会館・創作館）
 - ・山内 週5日（ゆうらく館）
 - ・大雄 週2日（大雄福祉センター）
- ②利用対象
 - ・概ね60歳以上の単身高齢者等（行政による決定者）
- ③趣味活動・季節の行事・健康体操・健康チェック・昼食など
- ④従事者等研修会の開催（随時）
 - ・情報交換、管内施設視察等

（11）ふれあい安心電話システム推進事業（市受託事業／横手福祉センターを除く）

単身高齢者世帯等を対象に、安心・安全な生活が送れるよう、端末機を設置しながら生活相談や緊急時の通報に24時間体制で対応します。

- ①緊急通報装置及び安心電話端末機の保守管理（各福祉センター）
- ②本事業協力員の委嘱（各福祉センター）
- ③ふれあい相談・安否確認等（各福祉センター）

（12）家族介護者交流事業（本部・市受託事業）

在宅で要介護者を介護されている家族を対象に、少しでも介護負担の軽減及びリフレッシュしていただくよう、介護相談への対応や介護者同士の交流などを行います。

- ・市内全域を対象にリフレッシュ日帰り旅行を開催（年1回）
- ・市内3地区（各1回）を対象に、3会場で昼食交流会を開催（本部・主管センター）

（13）家族介護者教室事業

在宅で要介護者を介護している家族及び市民を対象に、在宅介護の知識を短期間で習得いただき、技術の取得と家族の介護負担の軽減を目的として開催します。

併せて、職員が講師を務めることにより、自身のスキルアップにつなげます。

- ・かいご教室の開催（年10回）（6月～3月／本部・主管センター）
- ・家族介護者サポート事業（雄物川福祉センター）

雄物川地区在住で在宅、または施設入所者などの介護をしている方や家族を対象に、介護者相互の情報交換、意見交換などを目的とした交流の場を提供します。また、参加者が抱える介護問題に対して、職員やケアマネージャー、在宅介護支援センター相談員などによる介護相談を行い、必要に応じて専門機関へ

繋ぎ、問題解決に向けていきます。

(14) 地域福祉権利擁護事業（秋田県社会福祉協議会受託事業）

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理を行います。

- ①専門員（1名）の設置（県南地区サポートセンター）
- ②生活支援員の派遣
- ③生活支援員研修会の開催（年1回）

(15) 介護機器貸出事業

寝たきりの高齢者や身体障がい者の方と同居している世帯で、他からの介護機器の借り入れが困難な場合に、一時的に介護機器を無料で貸与します。

- ①介護機器の貸し出し及び補修など（本部）
 - ・平成24年度より車いすのみの貸し出しとします。
 - ・現在、ベッドを借りている世帯については経過措置的に貸し出しを継続します。
 - ・現存のベッドについては、介護保険事業所での利用や介護教室等で使用する分を除き、順次、廃棄します。なお、必要とする世帯については譲渡も検討します。

(16) 広報発行事業

市民へ社会福祉協議会及び各福祉センターの事業内容や活動紹介、関係団体及び各福祉施策の紹介など社協全般に関する情報提供を目的に広報を発行し、福祉意識の啓蒙と地域福祉活動への参画を求めます。

- ①社協だより（全市版）の発行（本部）
 - ・年4回 フルカラー8ページ
 - ・年2回 2色刷り 4ページ
- ②広報委員会の開催（年3回・本部）
- ③センターだよりの発行（雄物川福祉センター）
 - ・年1回 雄物川地区 約2,900世帯
- ④ふれあいコンサート事業（十文字福祉センター）
 - 十文字福祉センターのPRを中心に社協会費への協力に対する感謝を目的に、住民を対象としたイベントを行います。
 - ・ボランティア団体及び芸能団体によるアトラクション
 - ・情報提供（介護事業所）など

(17) 相談所開設事業

身近な相談窓口として各相談所を開設し、生活課題・問題解決の支援のほか、新たな福祉サービスの開発を進めます。

- ①心配ごと相談所事業（本部・各福祉センター）
 - ・月2回（各福祉センターで開設）
 - ・相談員研修会の開催（年1回）
 - ・開設日お知らせチラシの全世帯配布（無料法律相談・税務相談含む）
- ②無料法律相談所事業（本部・各福祉センター）
 - ・横手福祉センター（毎月1回）、他福祉センター（年6回）
- ③無料税務相談書所事業（横手福祉センター）
 - ・毎月1回

(18) たすけあい資金貸付事業

一時的な資金が必要で、その資金の融通が他から受けることが困難な世帯を対象に、自立した生活を送れるよう各種資金の貸付や生活相談の対応等の支援を行います。

- ①たすけあい資金貸付事業（本部・各福祉センター）
 - ・資金貸付、償還指導など
- ②たすけあい資金貸付運営委員会の開催（年2回／本部）
 - ・貸付・償還状況の確認、適正な運営についての協議など

(19) 生活福祉資金貸付事務事業（秋田県社会福祉協議会受託事業／本部・各福祉センター）

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などを対象に、自立した生活を送れるよう各種資金の貸付や生活相談の対応等の支援を行います。

- ①生活福祉資金貸付事務（本部・各福祉センター）
 - ・目的に沿った資金の貸付
 - ・各担当民生委員及び各福祉センター等へ手引きの配布
- ②生活福祉資金貸付調査委員会の開催（年2回予定／本部）
 - ・申請内容の審査など

(20) 社協会員拡大運動

「みんながつくるみんなの福祉」を進めるため、市民や団体、企業等を社会福祉協議会会員として加入いただき、その会費を財源として意向に沿った地域福祉活動を展開します。

- ①会員募集の実施（本部・各福祉センター）
 - ・会員の募集（本部・各福祉センター）
 - ・会員募集用のチラシ（本部・各福祉センター）
 - ・趣意書等の配布（本部・各福祉センター）

- ・領収書等関係資料作成（本部・各福祉センター）

（21）事業評価検討事業

社会福祉協議会事業の評価と見直し、新規事業の検討等を行うため、各福祉センター単位で事業評価検討会議等を開催します。

①事業評価検討会議（各福祉センター）

- ・社協事業（地域福祉関連事業、介護保険事業等）の評価・見直し、意見交換など

（22）地域福祉活動計画評価事業（本部）

平成21年度に策定した地域福祉活動計画に沿って事業を展開していくと共に、計画を広く市民や関係機関・団体等に周知しながら、協働により事業を進めていきます。また、計画の進捗状況や活動内容の評価と改善を行いながら、次年度事業及び次期活動計画の策定に反映します。

①地域福祉活動計画評価委員会の開催（年3回／本部）

- ・事業進捗状況及び内容の確認と評価
- ・次期地域福祉活動計画の策定に関する意見聴取など

②地域福祉活動計画の周知（本部・各福祉センター）

- ・事業所内、広報、ホームページ等

（23）地域福祉部会の開催（本部）

①地域福祉部会の開催（年2回／本部）

- ・地域福祉事業の評価と検討など

3. 事業運営関係

●介護保険等事業

介護保険事業の今後の見通しについては、市内での施設整備（新設）が相次ぎ、在宅におけるサービス利用者が減少の傾向にあり、かなり厳しい状況が続いている。

平成24年度の報酬改正を踏まえ、事業の統合や営業形態の見直しなど新たな取り組みを検討し、指定管理施設を含めた経営検討会議等を行い、質の高いサービスの提供と経営の安定化を図ります。

<在宅部門>

(1) 訪問介護事業

ケアプランを基本として、利用者の自立支援並びに生活の質の向上を目指したサービスの提供を図り、選ばれる事業所を目指します。

また、併せて実施している介護予防訪問介護事業及び障害福祉居宅介護事業についても、より効果的、効率的なサービスの提供を行います。

①事業所

- ・東部（横手福祉センター） ※横手・山内地区 365日(6:00～22:00)
- ・南部（十文字福祉センター） ※増田・平鹿・十文字地区 //
- ・西部（大雄福祉センター） ※雄物川・大森・大雄地区 //

②担当者会議

- ・管理者会議（毎月1回）
- ・サービス提供責任者研修（随時）

(2) 通所介護事業

ケアプランを基本とした様々なプログラムのもと、利用者の可能性を伸ばし、自立支援につなげるとともに、安心と信頼のサービスで選ばれる事業所を目指します。

また、併せて実施している介護予防通所介護事業及び障害福祉基準該当生活介護事業（康寿館・十文字のみ実施）についても、より効果的、効率的にサービスの提供を行います。

なお、平成24年度介護報酬の改正による影響を考慮し、事業所の営業形態の見直しを図り、ご利用者の確保に向けたサービスの質の向上に努めます。

①事業所

- ・康寿館・平寿苑 毎日(8:30～17:30内の7時間～9時間の範囲)
- ・雄風荘・十文字 月～土(// 5時間～7時間の範囲)
- ・大雄 月～金(// 5時間～7時間の範囲)

②担当者会議

- ・管理者会議（毎月1回）
- ・看護師会議（年4回）
- ・厨房担当者会議（毎月1回）

(3) 居宅介護支援事業

要介護者や家族介護者との信頼関係のもと、自立支援に資するケアプランを作成するとともに、安心して在宅生活が継続できるよう適切な支援に努めます。

また、関係機関との連携を図り、より良い支援が提供できるよう積極的な取り組みを行います。

①事業所

- ・横手 月～土 (8:30～17:30)
- ・平寿苑 //
- ・十文字 //
- ・雄物川 月～金 (8:30～17:30)
- ・山内 //
- ・西部 (大森センター) ※大森・大雄地区 //

②担当者会議

- ・管理者会議 (毎月1回)

(4) 訪問入浴介護事業

ケアプランを基本として、確かな介護技術による安心・安全なサービスを提供し、利用者の快適な日常生活を支援します。

また、併せて実施している介護予防訪問入浴介護事業についても、より効果的・効率的なサービスの提供を行います。

①事業所

- ・東部 (横手福祉センター) ※横手・山内地区 月～金 (8:30～17:30)
- ・南部 (平鹿福祉センター) ※増田・平鹿・十文字 //
- 雄物川・大森・大雄地区

②担当者会議

- ・管理者会議 (毎月1回)

(5) 障害者相談支援事業

平成25年8月に予定されている障害者総合福祉法の施行を控え、不透明な部分を抱えながらの事業展開となります。

今後を見据え、体制整備や事業の継続等について検討を行います。

①事業所

- ・指定相談支援事業所 (本部) ※全市 月～金 (8:30～17:30)

< 施設部門 >

(1) 特別養護老人ホーム（短期入所含む）管理運営事業

東日本大震災後の復興問題等により、社会福祉のあり方、そしてその役割、必要性が改めて問われております。

同時に、24年度からの介護報酬改正に伴い、特養は今後3年間は厳しい経営状況となることが見込まれる中、施設はその運営のみならず、人事・労務・財務・サービス管理にリスクマネジメント等、多方面にわたる経営能力が必要となります。

また、特養における変則勤務や職員が抱える様々な介護リスク等々を踏まえ、柔軟に対応できるような職場環境と職員ひとり一人の心身の健康管理についても重視しながら、より良い施設づくりを目指します。

【基本理念】

○人間の尊重を認め合い、愛情に満ちた笑顔あふれる人間関係を育む

【施設の目指すもの】

- 利用者様が主体のその人らしく安心して暮らせる笑顔に満ちた家庭的な施設
- 傾聴・共感を心がけ、寄り添いながらご本人・ご家族の思いを受けとめ支えさせていただくサービスの提供
- 社会の功労者である利用者様を敬い「安全・安楽・安心」を基本とした心の通った柔軟な個別ケアの提供
- 人の思いや痛みを十分に理解できる明るく思いやりのある職員
- 福祉のプロとして、日々自己研鑽に努めることができる職員
- 地域に根付いた有用な社会資源・福祉の拠点となるべく努力し、地域住民とともに歩む施設

「雄水苑」「憩寿園」については、指定管理5年間の最後の年度となりました。

以降も健全な運営と経営を目指し、指定管理施設として継続指定されるよう経営努力をしていくものです。

施設名	利用定員	指定管理期間
特別養護老人ホーム「平寿苑」	特養50床・短期10床	平成26年3月31日
特別養護老人ホーム「雄水苑」	特養80床・短期8床	平成25年3月31日
特別養護老人ホーム「憩寿園」	特養58床・短期8床	平成25年3月31日

※憩寿園特養4床増床

●在宅福祉推進事業

<独自事業>

(1) ホームヘルパー（2級課程）養成研修事業

介護に必要な知識と専門的技術を習得し、適切かつ迅速な対応ができるマンパワーの養成を図るとともに、「横手市介護雇用プログラム事業」の委託を受け、緊急人材育成と受講者の雇用促進を支援します。

〔年1回の開催・定員24名〕

<市受託事業>

(1) 在宅介護支援センター事業

包括支援センターのブランチとして地域型在宅介護支援センター業務を展開するもので、要介護高齢者・家族等に対する支援を効果的に進めるためのネットワークの構築や様々な社会資源との連携を図り、相談等を通して適切なサービスや制度につなげ、地域の身近な拠点として在宅介護を支援するものです。

- 実施地域 ・横手福祉センター ・十文字福祉センター
- ・山内福祉センター ・平寿苑
- ・雄物川福祉センター

(2) 高齢者生活管理指導員派遣事業

65歳以上の高齢者で、要介護認定において自立判定を受けた方または自立相当と認められる方に対し、日常生活において必要とする簡易な家事援助や生活習慣を習得するための支援等を行うことを目的に、専門のヘルパーを派遣するものです。

- 事業所 東部訪問介護事業所・南部訪問介護事業所・西部訪問介護事業所
- 対象者 概ね65歳以上、行政による決定者

(3) 障害者地域生活支援事業

①訪問入浴事業

自宅での入浴が困難な障がいのある方に対して入浴介護を行うことにより、心身機能の一部を補うことを目的に特殊車輛による訪問入浴サービスを提供するものです。

- 事業所 東部訪問入浴介護事業所・南部訪問入浴介護事業所
- 対象者 行政による決定者

②日中一時支援事業（障がい児者デイサービス事業）

障がいのある方に対して日中における生活の場を提供するとともに、食事や入浴等に関わる身体介護を提供するものです。

- 事業所 康寿館通所介護事業所・十文字福祉センター通所介護事業所
- 対象者 行政による決定者

③移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

○事業所 東部居宅介護事業所

○対象者 行政による決定者

④相談支援事業

地域で暮らす障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

(4) 移送サービス事業

要介護度の高い方で在宅において介護されている方が、治療等のため通院の必要が生じ且つ普通車輛の搭乗が困難で、特殊車輛の使用が必要と認められた方に対して、移動の支援を行うものです。

なお、現在保有する特殊車輛2台において、可能な限り全地域を対象に対応していくものであるが、台数や時間の関係により対応件数に限りがあります。

○拠 点 いきいき館 (横手・山内地区)

平鹿福祉センター (増田・平鹿・雄物川・大森・十文字・大雄地区)

○対象者 行政による決定者

4. 会議及び研修等

(1) 事業経営部会

各事業所の運営状況の分析に基づいた経営会議を実施し、計画的な事業経営に努め、経営の安定化を図ります。

[年2回の開催]

(2) 指定管理施設運営協議会

雄水苑、憩寿園の指定管理協定の更新に向け、運営状況の分析に基づいた中長期的な経営計画による安定的な施設経営に努めます。

[年1回の開催]

(3) 苦情解決第三者会

各事業所に寄せられた苦情や意見等を取りまとめ、その内容と対応について確認し、より良いサービスの提供に努めます。

[年2回の開催]

(4) 感染症対策委員会

感染症の発生の予防及び蔓延の防止に関する対策を検討することにより、利用者及び家族、また職員等の健全な生活の営みに資することを目的に実施します。

[年5回の開催、内2回は全職員を対象とした感染症研修会]

(5) 在宅五事業代表者会議

従来までの在宅四事業代表者会議（訪問介護事業・通所介護事業・居宅介護支援事業・訪問入浴介護事業）に短期入所生活介護事業（ショートステイ）を加えて、在宅関連事業間の連携の強化を図り、情報の共有等により問題・課題の検討、解決に向けて、在宅関連事業全体のサービスの向上を図ります。

[年1回の開催]

(6) 事業所管理者研修会

介護保険事業の今後の見通しについては、かなりの厳しさが予想され、健全な事業運営のため、各事業所の管理者を対象とした研修を実施し、資質の向上と事業間の連携強化に向けた意識改革を図ります。

[年1回の開催]

(7) 介護福祉士等各種現場実習受入・指導

介護実習等の指導機関として、福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、各機関で実施されている養成研修生等の受け入れ及び指導にあたり、福祉の人材育成に努めます。

(8) 認知症サポーター養成研修

認知症に関する正しい知識を習得し理解を深めることにより、サービスの質の向上を図ることを目的とし、当会職員を対象とした「認知症サポーター養成研修」を実施します。

[年2回の開催]

5. 指定管理事業

(1) 指定管理施設

より地域に密着した施設として、社協らしい運営方針と体制整備を図り、指定管理施設の健全な経営に努めます。

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| ①デイサービスセンター康寿館 | [平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日] |
| ②デイサービスセンター雄風荘 | [〃] |
| ③十文字町健康福祉センター | [〃] |
| ④山内ホットパレス ゆうらく館 | [〃] |
| ⑤大雄地域福祉センター | [〃] |
| ⑥特別養護老人ホーム平寿苑 | [〃] |
| ⑦特別養護老人ホーム雄水苑 | [平成 20 年 7 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日] |
| ⑧特別養護老人ホーム憩寿園 | [〃] |